

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
.....  
1

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に 関して総合効率化計画に記載すべき事項）</p> <p>第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法 」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める事項は、次に 掲げる事項とする。</p> <p>一 特定流通業務施設の整備を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定流通業務施設の整備の実施時期</p> <p>三 特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八 十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供す る営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する 場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あつては、その代表者の氏名</p> <p>ロ 営業所の名称及び位置</p> <p>ハ 営業所に配置する事業用自動車の数</p> <p>ニ 自動車車庫の位置及び収容能力</p> <p>ホ 営業所等において行う業務の内容</p> <p>（特定流通業務施設の基準）</p> <p>第二条 法第四条第四項第十一号の主務省令で定める基準は、流通業 務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令 第二百九十八号。以下「令」という。）第二条第一号に掲げる区分 に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法 」という。）第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、流通 業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政 令第二百九十八号。以下「令」という。）第二条第一号に掲げる区 分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。</p>

一 次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。以下「高速自動車国道」という。）又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているもの）に限り、まだ供用の開始がないものを除く。）と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）を連結させるための施設をいう。）

ロ ト （略）

二・三 （略）

四 次のいずれかを有するものであること。

イ 営業所等

ロ 到着時刻表示装置（特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）

ハ （略）

ニ 大型車対応荷さばき・転回場（特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所であつて、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）

五・六 （略）

2 法第四条第四項第十一号の主務省令で定める基準は、令第二条第

一 次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道と同法第十一条各号に掲げる施設を連結させるための施設及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路と同条各号に掲げる施設を連結させるための施設をいう。）

ロ ト （略）

二・三 （略）

四 次のいずれかを有するものであること。

イ 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。以下同じ。）

ロ 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。以下同じ。）

ハ （略）

ニ 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。以下同じ。）

五・六 （略）

2 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第二

二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 前項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 特定流通業務施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びびりしが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

三 非常用データ保存システム（特定流通業務施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保存するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

四 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。）を有するものであること。

五 大型車対応荷さばき・転回場を有するものであること。

六 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあつては、ハに該当することを要しない。

イ その容積が六千立方メートル以上のものであること。

ロ 搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

ハ 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、自動検量装置を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 前項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十号）第六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 非常用データ保存システム（流通業務施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該流通業務施設外の適当な場所において保存するシステムであつて、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

（新設）

（新設）

四 貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ その容積が五千立方メートル以上のものであること。

ロ 搬入用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。以下同じ。）及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。以下同じ。）を有するものであること。

（新設）

ニ くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ホ くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう。）が主務大臣の定める基準以上であること。

ヘ 次のいずれかを有するものであること。

(1) 営業所等

(2) 到着時刻表示装置

(3) 特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）

七 冷蔵倉庫（倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 高規格ベース（特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所）当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。次項第二号ホにおいて同じ。）を有するものであること。

（新設）

（新設）

（新設）

五 冷蔵倉庫（倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 次のいずれかを有するものであること。

(1) 自動仕分装置

(2) 自動搬送装置

(3) 垂直型連続運搬装置（二以上の階に貨物を運搬するものに限る。以下同じ。）

(4) 自動化保管装置

(5) 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。以下同じ。）

(6) 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき流通業務施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。以下同じ。）

(7) 搬出貨物表示装置（遠隔制御により搬出すべき貨物の保管

ハ 強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動で行うものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

ニ 次のいずれかを有するものであること。

- (1) 営業所等
- (2) 到着時刻表示装置

ホ 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものであること。

- (1) 保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）
- (2) 保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）
- (3) 保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）
- (4) 貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）
- (5) パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）
- (6) 貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

八 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の令第二条第二号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設にあつては、次のいずれにも該当するものであること。ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあつては、ロに該当することを要しない。

イ その床面積が三千平方メートル（当該特定流通業務施設の階

場所及び数量を表示するものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

六 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外のものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ その床面積が三千平方メートル（当該流通業務施設の階数が

数が二以上のものにあつては、六千平方メートル）以上のものであること。

ロ 当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

ハ 前号ロ、ニ及びホに該当するものであること。  
(削除)

九 (略)

3 法第四条第四項第十一号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 第一項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内、商店街の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものである

二以上のものにあつては、六千平方メートル）以上のものであること。

(新設)

ロ 前号ロに該当するものであること。

七 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、これを相当程度防止するために、次のいずれかを有するものであること。

イ 保管場所免震装置（貨物又は保管棚と床との間に設置するものであつて、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。）

ロ 保管棚制震装置（保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであつて、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。）

ハ 保管棚固定装置（保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。）

ニ 貨物落下防止装置（保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。）

ホ パレット連結装置（貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。）

ヘ 貨物・パレット一体包装装置（貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。）

八 (略)

3 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第三号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 第一項第一号イからトまでに掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内、商店街の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものである

こと。

二 次のいずれかを有するものであること。

イ 営業所等

ロ 到着時刻表示装置

ハ 大型車対応荷さばき・転回場

ニ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

ホ 高規格ベース

三 第一項第五号及び第六号に該当するものであること。

4 法第四条第四項第十一号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次号に規定する上屋以外の特定流通業務施設にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第八号イ並びに前項第二号に該当するものであること。

二 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第八号イ並びに前項第一号及び第二号に該当するものであること。ただし、商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあつては、第二項第八号イに該当することを要しない。

(総合効率化計画の認定の申請)

第三条 法第四条第一項の規定により総合効率化計画の認定を受けようとする総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

こと。

二 次のいずれかを有するものであること。

イ 自動仕分装置

ロ 自動搬送装置（商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあつては、搬送装置）

ハ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

ニ 垂直型連続運搬装置

ホ 自動化保管装置

ヘ 電動式密集棚装置

ト 貨物保管場所管理システム

三 第一項第五号及び第六号に該当するものであること。

4 法第四条第三項第三号の主務省令で定める基準は、令第二条第四号に掲げる区分に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次号に規定する上屋以外の特定流通業務施設にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第一号及び第六号イ並びに前項第二号に該当するものであること。

二 貨物流通事業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業の用に供する上屋にあつては、第一項第五号及び第六号、第二項第六号イ並びに前項第一号及び第二号に該当するものであること。ただし、商店街の区域内その他これに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地する上屋にあつては、第二項第六号イに該当することを要しない。

(総合効率化計画の認定の申請)

第二条 法第四条第一項の規定により総合効率化計画の認定を受けようとする総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 流通業務総合効率化事業の実施区域
- 三 中小企業流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別
- 四 (略)
- 五 法第四条第三項各号に掲げる事項(流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 一三 (略)
  - 四 特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図、社会資本等との位置関係を明らかにする図面並びに特定流通業務施設が有する設備の能力を説明する書類(流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。)
- 3 (略)
- 4 第一項の場合において、法第七条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、第五条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 5 第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業(令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。)の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事(次条第五項において「所管地方支分部局長等」という。)を経由して主務大臣に提出しなければならない。
  - 一 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業 地方整備局長又は北海道開発局長
  - 二 貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業(前号に掲げるものを除く。) 地方運輸局長
  - 三 食品生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業(前二号に

- 一 (略)
- (新設)
- 二 中小企業共同流通業務総合効率化事業又はそれ以外の流通業務総合効率化事業の別
- 三 (略)
- (新設)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 一三 (略)
  - 四 特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図並びに社会資本等との位置関係を明らかにする図面
- 3 (略)
- 4 第一項の場合において、法第七条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、第四条第二項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (新設)

掲げるものを除く。) 地方農政局長

四 中小企業流通業務総合効率化事業(前三号に掲げるものを除く。)

都道府県知事  
五 前各号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 経済産業局長

第四条 法第五条第一項の規定により総合効率化計画の変更の認定を受けようとする認定総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)  
二 四 (略)

5 第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業(令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。)の区分に応じ、当該各号に掲げる所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

(特定流通業務施設の確認の申請)

第五条 法第七条第一項の規定により特定流通業務施設の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 (略)  
二 流通業務総合効率化事業の実施区域  
三 法第四条第三項各号に掲げる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 二 (略)

3 第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流通業務施設(令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分

第三条 法第五条第一項の規定により総合効率化計画の変更の認定を受けようとする認定総合効率化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 三 (略)  
二 四 (略)

(新設)

(特定流通業務施設の確認の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により特定流通業務施設の計画の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 (略)  
二 当該特定流通業務施設の概要  
(新設)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 二 (略)

(新設)

- 部局の長に委任されているものを除く。)の区分に応じ、当該各号に掲げる特定流通業務施設の所在地を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。
- 一 卸売市場 地方農政局長
  - 二 倉庫(倉庫業の用に供するものに限る。) 地方運輸局長
  - 三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの 都道府県知事
  - 四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設 地方運輸局長

(特定流通業務施設の確認の有効期間)  
 第六条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

別表第一 (第三条関係)

規定	事項	書類
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(特定流通業務施設の確認の有効期間)  
 第五条 法第七条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

別表第一 (第二条関係)

規定	事項	書類
法第八条 倉庫業法第三条の 登録に係る部分	倉庫業法施行規 則第二条第一項 各号に掲げる事 項	倉庫業法施行規則第二 条第二項各号に掲げる 書類
倉庫業法第七条第 一項の変更登録に 係る部分	倉庫業法施行規 則第四条第一項 各号に掲げる事 項	倉庫業法施行規則第四 条第二項各号に掲げる 書類
倉庫業法第七条第 三項の規定による 届出に係る部分	倉庫業法施行規 則第四条の二第 二項各号に掲げ る事項	倉庫業法施行規則第四 条の二第三項各号に掲 げる書類
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)



法第十 二条第 一項	規定による届出 に係る部分	海上運送法（昭 和二十四年法律 第百八十七号） 第三条第一項の 許可に係る部分	海上運送法第十 一条第一項の認 可に係る部分	海上運送法第十 一条第三項の規 定による届出に 係る部分	法第十 三条第 一項	規定による届出 に係る部分	海上運送法第七 条第一項の認可 に係る部分	鉄道事業法第七 条第三項の規定 による届出に係 る部分	法第十 三条第 八条の規定によ
項各号に掲げる 事項	海上運送法施行 規則（昭和二十 四年運輸省令第 四十九号）第二 条第一項各号に 掲げる事項	海上運送法施行 規則第八条各号 に掲げる事項	海上運送法施行 規則第八條各号 に掲げる事項	海上運送法施行 規則第八條の二 第二項各号に掲 げる事項	項各号に掲げる 事項	項各号に掲げる 事項	項各号に掲げる 事項	項各号に掲げる 事項	項各号に掲げる 事項
海上運送法施行規則第 二条第二項各号に掲げ る書類					鉄道事業法施行規則（ 昭和六十二年運輸省令 第六号）第二条第二項 各号に掲げる書類及び 図面	鉄道事業法施行規則第 七条第二項に規定する 書類及び図面			鉄道事業法施行規則第 三十六条第二項各号に

(新設)									
(新設)									
(新設)									
(新設)									

六条第 法第十 三十一	倉庫業法（昭和三十一年法律第三十一号）第三十一条の許可に係る部分	倉庫業法施行規則（昭和三十一年法律第三十一号）第三十一条の許可に係る部分	倉庫業法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
法第十 五條第 一	自動車ターミナル法（昭和三十一年法律第三十一号）第三十一条の許可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第三十一条第二項各号に掲げる書類	自動車ターミナル法施行規則第三十一条第二項各号に掲げる書類
法第十 四條第 一	軌道法（大正十二年法律第七十六号）第三条の特別に定める部分	軌道法施行規則（大正十二年法律第七十六号）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書	軌道法施行規則（大正十二年法律第七十六号）第一条第一項各号に掲げる書類及び図面並びに同条第二項に規定する事由書

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）











				法第十 五条第 二項			
係る部分	軌道法第二十六 条において準用 する鉄道事業法 第二十七条第一 項の認可に係る 部分	自動車ターミナ ル法第十条の規 定による届出に 係る部分	自動車ターミナ ル法第十一条第 一項の許可に係 る部分	自動車ターミナ ル法第十一条第 三項の規定によ る届出に係る部 分	自動車ターミナ ル法第十二条第 一項の認可に係 る部分	自動車ターミナ ル法第十二条第 二項の認可に係 る部分	自動車ターミナ ル法第十二条第 七条第一項各号 に掲げる事項
項及び第二項に 規定する事項	軌道法施行規則 第二十七条第一 項各号に掲げる 事項	自動車ターミナ ル法施行規則第 三条各号に掲げ る事項	自動車ターミナ ル法施行規則第 四条第一項各号 に掲げる事項	自動車ターミナ ル法施行規則第 五条第二項各号 に掲げる事項	自動車ターミナ ル法施行規則第 六条第一項各号 に掲げる事項	自動車ターミナ ル法施行規則第 七条第一項各号 に掲げる事項	自動車ターミナ ル法施行規則第 七条第一項各号 に掲げる事項
書類	軌道法施行規則第二十 七条第二項に規定する 書類		自動車ターミナル法施 行規則第四条第二項各 号に掲げる書類		自動車ターミナル法施 行規則第六条第二項各 号に掲げる書類	自動車ターミナル法施 行規則第七条第二項各 号に掲げる書類	自動車ターミナル法施 行規則第七条第二項各 号に掲げる書類

(新設)							
(新設)							
(新設)							



法第十 七条第 二項に おいて 準用す る同条 第一項	(略)	条第一項の規定 による届出に係 る部分
(略)	(略)	則第十九条第一 項各号に掲げる 事項
(略)	(略)	

法第十 二条第 二項に おいて 準用す る同条 第一項	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	